

経営者のための学校情報

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 221 号 この資料は全部お読みいただいて 120 秒です。

今回のテーマ： 学校法人会計基準の一部改正について

すでにご存知のとおり、平成 25 年 4 月 22 日付で文部科学省から「学校法人会計基準の一部を改正する省令」（文部科学省令第 15 号）が公布されました。今回は改正の概要をご説明致します。

※改正について詳細は「学校法人会計基準の一部改正について（通知）」（平成 25 年 4 月 22 日付 25 文科高第 90 号）
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1333921.htm をご覧ください。

【改正の概要】

今回の改正は、学校法人会計基準が、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会から求められる説明責任を的確に果たし、学校法人の適切な経営判断に資するものとなることを目的として行われました。

通知には改正点として 10 項目が挙げられていますが、学校法人の収支構造自体には変更はなく、主に計算書類をより理解し易いものとした表示の変更であるといえます。中でも特に重要なものは、以下の 2 点です。

① 活動区分資金収支計算書

資金収支計算書に加え、資金収支計算書を組み替えた「活動区分資金収支計算書」の作成が新たに義務付けられました。

現行の資金収支計算書には、別途分析を行わないと資金の動きが見えないという欠点があります。そこで、収支をそれぞれ「教育活動」「施設整備等活動」「その他の活動」の 3 つに分けて、区分ごとに学校法人の資金の流れを把握できるよう組み替えたのが「活動区分資金収支計算書」です。中でも教育活動資金収支差額からは、学校法人の基礎的資金獲得能力を知ることができ、学校が長期経営計画を策定する上で有用な情報となると思われます。

※なお、知事所轄法人は特例として当該計算書を作成しないことも認められます。（新基準 第 37 条）

② 事業活動収支計算書

消費収支計算書は「事業活動収支計算書」に名称を変え、区分経理が導入されることになりました。

区分経理とは、現行の消費収支計算書を「経常収支」と「特別収支」に区分し、さらに経常収支は教育活動に係るものとそれ以外のものに分け、区分ごとに学校法人の収支状況を把握できるよう表示したものとになっています。特別収支には、資産売却・処分差額のような臨時的な収支が計上されます。

教育活動収支差額は、大まかに言えば教育活動資金収支差額から減価償却額を控除した金額です。一般的には、これが赤字であれば将来の施設更新のための資金留保が困難になっている兆候を表しています。

また、当年度の実質的な損益の状況を一般の人が理解できるよう、基本金組入れ前の収支状況を示す「基本金組入れ前当年度収支差額」が新設されました。

上記 2 点のほか、科目の追加や修正、貸借対照表の表示変更などがあり、計算書類の様式が大きく変更されるため、会計システムの変更もしくは更新が必要となります。

【施行日と今後の予定】

新基準は、平成 27（2015）年 4 月 1 日施行、平成 27 年度の計算書類等から適用となります。

（知事所轄法人は 1 年間の猶予を置き、平成 28（2016）年度の計算書類等から適用となります。）

現時点では、実務レベルの具体的な解釈や詳細な取扱は示されておりません。文部科学省は今秋を目処に運用通知を出す予定とのことです。また日本公認会計士協会からも実務指針、Q&A 等が出されると思われるので、今後、最新の情報に十分ご留意ください。

お見逃しなく！

平成 27 年度からの適用となるため、平成 27 年度予算の編成は新基準で行うこととなります。

従って、事実上のスタートは平成 26 年度となりますので注意が必要です。